

厳原港港湾計画書

—一部変更—

平成24年3月

厳原港港湾管理者

長崎県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9年10月 第27回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成15年 9月 第37回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成18年 3月 第40回長崎県地方港湾審議会

の議を経た厳原港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	-----	1
港湾施設の規模及び配置	-----	2
1 フェリー埠頭計画	-----	2
2 小型船だまり計画	-----	3
港湾の環境の整備及び保全	-----	4
1 港湾環境整備施設計画	-----	4
土地造成及び土地利用計画	-----	5
1 土地造成計画	-----	5
2 土地利用計画	-----	5
港湾の効率的な運営に関する事項	-----	6
その他重要事項	-----	7
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能 するために必要な施設	-----	7

変更理由

巖原地区において、対馬島民の生活を支える国内航路及び近年旅客数が増加している国際航路の機能強化、海上保安体制の機能を確保するため、フェリー埠頭計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

巖原港において、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 フェリー埠頭計画

離島フェリー輸送の機能強化及び国際輸送の需要拡大に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

[フェリー埠頭計画]

巖原地区

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 165m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地 1ha、荷捌施設用地 1ha)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 200m (公共)

埠頭用地 1ha (旅客施設用地及び荷捌施設用地)

2 小型船だまり計画

海上保安体制の機能を確保するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

巖原地区

物揚場 水深 4.0m 延長 120m (官公庁船) [新規計画]

小型棧橋 1基 (官公庁船) [新規計画]

なお、これに伴い既設の外防波堤 120m を撤去する。

〔 既設
物揚場 水深 4.0m 延長 140m (官公庁船) 〕

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

巖原地区

緑地 1ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1ha)

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

[単位：ha]

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
巖原地区	(1) 1				(1) 1	(1) 1

注1. ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

[単位：ha]

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
巖原地区	(3) 6	(1) 4	(1) 1	(1) 2	(1) 1	(6) 14

注1. ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

港湾の効率的な運営に関する事項

厳原港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

巖原地区

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 165m [既定計画の変更計画]